

スポーツ少年団登録について

越前市スポーツ少年団

1. 代表メールアドレスを変更する（～3月29日）

3月29日に日本スポーツ少年団から「スポーツ少年団登録システムへの招待メール」が代表者あてに送付されるため、事前に登録システムに登録している代表メールを令和6年度担当者のもので変更してください。

【作業手順（簡易版）】

- ① スポーツ少年団登録システムにログインしてください。
ログイン URL： <https://jjsa-entry.japan-sports.or.jp/login>
- ② 左側メニューの最上段「アカウント情報」をクリックしてください。
- ③ 画面右側の「代表メールアドレスを変更する」をクリックしてください。
- ④ 現在ご登録されている代表メールアドレスが表示されますので、一度削除し、新しいメールアドレスを入力してください。
- ⑤ 画面下部の「保存する」をクリックしてください。
- ⑥ 新しく登録された代表メールアドレスに【noreply@sport-it.jp】から「メールアドレス変更手続きのお知らせ」のメールが届きます。
- ⑦ メールに記載の URL をクリックし、変更作業は完了となります。
※URL をクリックしない場合、代表メールアドレスの変更が完了されませんのでご注意ください。

2. 登録システムにログインする（3月29日～）

3月29日に日本スポーツ少年団から「スポーツ少年団登録システムへの招待メール」が届きます。届いたメールに記載されたURLにアクセスし、「パスワードの設定・保存」、「利用規約、個人情報保護方針への同意」を行ってください。

パスワードの設定…8文字以上16文字以下で、次の文字を1文字以上使用すること

- ・アルファベット(大文字)
- ・アルファベット(小文字)
- ・数字
- ・記号

3. 単位スポーツ少年団情報を入力する（4月1日～）

スポーツ少年団登録システムにログインしてください。

ログイン URL： <https://jjsa-entry.japan-sports.or.jp/login>

ログイン後、単位スポーツ少年団情報画面が表示されますので、必要事項を入力・修正してください。

- ① トップ画面 …「基本情報」「連絡先」、「活動内容」
- ② メンバー登録 …「団員」、「指導者」、「役員・スタッフ」

※入力作業は4月1日以降に行ってください。

※システム操作のマニュアルは、ログイン画面下部に掲載されているものをご覧ください。

【**重要**】 令和6年度からの指導者登録について】

●**理念ありの指導者は原則2名以上必要です。**

●**令和6年度の登録から旧認定員資格での指導者登録はできなくなりました。**

I **理念あり指導者として登録するには、次の2つの方法があります。**

- ①スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会を受講する。
- ②令和元（2019）年旧認定員登録者の場合、JSPO資格であるスポーツコーチングリーダー（旧コーチングアシスタント）へ移行する。

II **理念あり指導者が1名以下の場合、次のいずれかを条件に登録を認めます。**

- ①登録した関係者が登録年度内にスタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会を受講する。
- ②旧認定員資格保有者で令和元（2019）年登録者（理念あり指導者）が団にいる場合は、令和6年11月末までにスポーツコーチングリーダーへの移行申請を行う。

★登録時には、「登録条件に関する誓約書」に必要事項を記入の上、市スポーツ少年団事務局へご提出ください。

誓約書をもって登録ができるのは連続2回までとなっています。必ず条件を満たすようにしてください。

【スポーツコーチングリーダー（旧コーチングアシスタント）への移行手続きについて】

令和6年4月から登録するために、「旧認定員の資格保有者は令和5年11月末日までにコーチングアシスタントへ移行すること。」としてきましたが、引き続き移行申請はJSPOで受け付けることになりました。

なお、令和5年12月1日～令和6年11月30日に移行申請を行った場合は、最短で令和7年度からスポーツ少年団で指導者登録が可能です。

移行申請期間	資格登録手続き期間	資格有効期間	少年団登録
令和5年12月～ 令和6年11月末	令和6年7月～9月末	令和7年4月1日～ 令和11年3月31日	令和7年以降「指導者」として登録可能

※移行申請を行っても、令和元（2019）年度のスポーツ少年団登録において「認定員」として登録していなかった旧認定員の方に対して、「理念」が付与されることはありません。

※令和6年度より「コーチングアシスタント」は「スポーツコーチングリーダー」へ名称が変更になります。（名称変更に伴う手続きはありません。）

4. 登録内容を確定し、決済方法を選択する（4月～6月末）

メンバー入力がすべて完了し、登録要件を満たすと、「確定する」ボタンが表示されますのでクリックしてください。

次に、決済方法を選択し、「申請する」をクリックしてください。

【決済方法】

- ・クレジットカード払い
- ・コンビニ払い
- ・口座振込
- ・窓口（越前市スポーツ課 市役所5階）

※クレジットカード払い、コンビニ払いにはシステム手数料、口座振込には振込手数料がかかります。

5. 登録料を支払う（4月～6月末）

申請内容を市スポーツ少年団事務局が確認するとメールが届きます。メールの案内にしたがって登録料をお支払いください。

6. 書類を提出する（4月～6月末）

WEB登録、登録料の入金のほかに、以下のものをメール・FAX・窓口提出のいずれかで市スポーツ少年団事務局へご提出ください。

- ・ガイドライン宣言文
- ・スポーツ安全保険加入書（名簿）のコピー
- ・団員名簿
- ・登録条件に関する誓約書（※理念ありの指導者が1名以下の場合）

登録手続きが完了後、事務局から指導者章・団員章等をお渡し又は郵送します。

以上で登録の手続きは終了です。

7. 団登録締切日以降（7月1日～）の追加登録について

「所定の追加登録用紙」+「スポーツ安全保険加入書（名簿）のコピー」+「登録料」を市スポーツ少年団事務局窓口でご提出、お支払いください。

7月1日以降の追加登録は市スポーツ少年団登録のみとなります。

登録料は、「指導者200円/人」、「団員200円/人」です。

ただし、県スポーツ少年大会及び北信越以上のスポーツ少年団交流大会に出場見込みがある団員の場合は、県・日本スポーツ少年団に登録する必要がありますので、ご相談ください。（9月20日まで追加登録が可能です。）